

新医師臨床研修制度における指導ガイドライン試行版の公表にあたって

医師の卒後臨床研修につきましては、日頃から関係者の皆様にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

21世紀を迎え、少子高齢化の進展、疾病構造の変化の下で、質の高い医療を確保し、医療需要に見合った適正かつ効率的な医療提供体制を確立することが求められております。なかでも、良質な医療を安定的に提供するためには、それを担う医師の資質の向上が不可欠です。

こうした時代の要請に応えられる医師を養成することを目的に、平成12年に「医師法改正を含む医療法等の一部を改正する法律」が成立し、この法改正を受けて、平成16年4月から臨床研修を必修化する新医師臨床研修制度が実施されました。新たな医師臨床研修制度の創設はインターン制度廃止以来36年ぶりの大幅な改革です。

新制度においては、医師としての人格の涵養を図り、プライマリ・ケアへの理解を深め、患者を全人的に診ることができる基本的診療能力を獲得し、アルバイトをせずに研修に専念できる環境を整備することを基本的な理念としています。

この理念の実現のために、研修分野については、内科、外科、救急部門(麻酔科を含む)、小児科、産婦人科、精神科、地域保健・医療の7分野が必修とされるとともに、各臨床研修病院は「臨床研修の到達目標」を達成するような研修プログラムを有することとされています。

新制度においては、臨床研修病院の指定基準の変更に伴い、全国で1,400を超える臨床研修病院が新たに誕生し、第一線で活躍する多くの医師たちが、豊富な臨床経験や地域保健・医療の経験を生かして研修医の指導を担当することになりました。旧制度の下では、指導方法等に関する統一された指針がなく、個々の指導者の判断により指導が行われていましたが、新制度を充実したものにするには、全国の臨床研修の指導水準の確保が重要です。

そこで、平成16年3月に医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針が提示され、現在はこの指針に従い、様々な団体の主催により指導医講習会が開催されているところです。これに加え、このたび、指導者のための指導ガイドラインを作成することとしました。

本ガイドラインの作成にあたっては、「医師臨床研修指導ガイドライン作成検討会」においてガイドラインの趣旨や作業の進め方等についてご検討いただきました。

その方針に沿って「医師臨床研修指導ガイドライン作業班」を設置し、この作業班と国立保健医療科学院が中心となって、必修7分野に関連する団体や学会等の協力を頂きながら、本ガイドラインを作成し、これまでにでき上がった部分を試行版として公表するものです。未完の部分についても、今後、でき次第順次公表する予定としております。

本ガイドラインの試行版は、国立保健医療科学院のホームページ上に公開し、自由にダウンロードしてご使用していただくことにしました。今後、研修医の指導にあたる皆様方に実際に使っていただき、ご意見を頂戴しながら、改善を重ねていき、最終的には平成19年度に完成版を作成したいと考えております。

皆様におかれましては、本ガイドラインを研修医教育のための指針としてぜひご利用いただくとともに、評価やご意見をいただき、よりよいガイドラインとなるようご協力いただきますようお願い申し上げます。

今後とも、21世紀の医療を担う医師の養成のために、よりよい臨床研修の体制づくりに努力してまいりたいと考えておりますので、関係各位の御協力を引き続きお願い申し上げます。

平成17年7月

厚生労働省医政局医事課長
中垣 英明